

## 税制調査会（第1回総会）議事録

日 時：平成28年9月9日（金）11時15分～

場 所：内閣総理大臣官邸大ホール

### ○西川内閣府事務次官

お時間になりましたので、第1回税制調査会を始めさせていただければと思います。

私は内閣府事務次官の西川ですが、会長が互選されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから第1回税制調査会を開会します。

この度はお手元にお配りしています名簿のとおり、20名の方々を税制調査会の委員として、19名の方々を特別委員として再任の発令をさせていただきました。

本来であれば、お一人ずつ御紹介を申し上げるべきところですが、時間の関係で省略させていただきます。

皆様方におかれましては、租税制度に関する調査審議という重責を担っていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は会長を互選した後、総理挨拶を含め一部の議事についてマスコミに公開させていただきますので、御了承いただきたいと思えます。

それでは、議事に入らせていただきます。初めに、税制調査会令第4条の規定により、会長は委員の互選により選任されることになっています。会長について、どなたか御推薦いただけますでしょうか。

### ○田近委員

政府税制調査会は、これまであるべき税制の姿について議論を重ねてきました。その中心となってきたのが前会長の中里実委員です。引き続き議論を深め、発展させるために、中里委員に会長を務めていただくことがふさわしいと思えます。

### ○西川内閣府事務次官

土居委員、どうぞ。

### ○土居委員

私も田近委員と同様に、中里委員に引き続き会長の職についていただくのがふさわしいと思えます。これまで政府税制調査会で深めた議論をさらに国民の方々にも御理解いただけるような審議をするためにも、中里委員に会長になっていただくのがふさわしいと思えます。

### ○西川内閣府事務次官

ありがとうございました。

ただいま中里委員を会長に推薦する旨の御意見がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

### ○西川内閣府事務次官

御異議がないようです。

それでは、皆様の互選によりまして、中里委員に会長に御就任いただくことに決定しました。中里委員には、会長の席にお移り願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

(中里委員、会長席へ移動)

#### ○西川内閣府事務次官

税制調査会令第4条の規定によると、会長代理は会長があらかじめ指名することとされていますので、中里会長から会長代理の御指名をお願いします。

#### ○中里会長

本日、欠席していらっしゃいますが、前回と同じように引き続き神野委員に会長代理をお願いするのが良いのではないかと思います。

#### ○西川内閣府事務次官

ただいま、中里会長から神野委員が会長代理に指名されました。

それでは、私の議事進行はここまでとさせていただきます、これから後は会長の主催によって議事をお進めいただくこととなります。

ここで記者が入ります。

(傍聴記者入室)

#### ○西川内閣府事務次官

それでは、中里会長、よろしくお願いいたします。

#### ○中里会長

分かりました。ありがとうございます。

ただいま会長に選任いただきました、東京大学の中里です。

これまでの3年間と同様に、皆様の幅広い知見をお借りしまして、中長期的な税制の議論を進めていきたいと思っておりますので、どうか引き続き御協力のほど、くれぐれもよろしくお願いいたします。

今回、全員再任という形で新たに税制調査会が立ち上がりましたので、議事規則など会議の運営方法について改めて3年前と同じようにと申しますか、事務局から御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○西川内閣府事務次官

それでは、簡潔に御説明させていただきます。

まず、資料総1-3を御覧ください。税制調査会に関する政令の規定についてです。

内閣府本府組織令には税制調査会の設置の根拠が、税制調査会令には税制調査会の組織や議事に関する必要な事項が、それぞれ規定されています。税制調査会令第10条の規定で、税制調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定めることとされており、この規定を受けまして資料総1-4の税制調査会議事規則が定められています。これにつきましても、これまでのものから変更はありませんので、ポイン

トを説明させていただきます。

この第5条では、会議の公開について、会議資料及び議事録を含め、原則公開することとしています。ただし、公開することで公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、会議、会議資料、議事録を非公開とすることができるとしています。例えば、答申の取りまとめに向けた表現の調整を議論する会議については、これを公開すると皆様が忌憚のない御意見を出しにくくなりますし、調整中の文言が広く一般に知れ渡ってしまうと市場経済に影響を与えてしまいかねませんので、会議を非公開とするという判断もあるかと存じます。

なお、具体的な会議の公開の方法としては、これまで税制調査会ではマスコミによる傍聴とインターネット上での中継を行っていました。

私からの説明は以上です。

#### ○中里会長

ありがとうございました。

それでは、会議の公開に関して少し述べさせていただきます。

税制調査会では、より多くの国民の皆様に関心を持っていただくという観点から、平成13年以来、記者の方々による傍聴に加え、インターネットの中継を実施してきました。これも今後も引き続き行ってはどうかと考えています。

また、議事録についてですが、これもこれまでどおり発言者の名前入りの議事録を作成し、皆様に内容を御確認いただいた後に公表したいと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

#### ○中里会長

ありがとうございます。

本日は冒頭の会議の一部を非公開としましたが、これは公表して特に差し支えないと思っておりますので、本日の会議資料及び議事録はホームページに公表したいと、このように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、この政府税制調査会において皆様御記憶に新しいと思っておりますが、昨年11月に「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を取りまとめるなど、一生懸命私ども議論を積み重ねてきたところですが、今後もさらに議論を進める必要があることから、本日はその内容の確認のため、財務省から改めて御説明いただきたいと思います。

星野主税局長、お願いします。

#### ○星野主税局長

主税局長の星野です。よろしくお願いします。

それでは、お手元にあります総1-5「これまでの政府税制調査会の取組」を御覧ください。

まず個人所得課税、資産課税です。1 ページを御覧ください。今、会長からお話がありましたとおり、昨年11月に政府税制調査会の委員の皆様「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を取りまとめていただきました。改めまして御尽力に感謝を申し上げます。その概要について、この資料で簡単に御説明させていただきます。

この四半世紀における構造変化を見てみると、1995年を境に生産年齢人口が減少トレンドになるなどの人口構造の変容とグローバル化、ICT化、経済のサービス化が同時に進行しました。この間、若年層を中心とする低所得化及び少子化が進み、夫婦と子どものみの世帯といったいわゆる戦後の標準モデル世帯の割合が減少し、1970年の41.2%から、2010年には27.9%になる一方で、一人世帯や夫婦のみの世帯の割合が増加するなど、家族モデルが変化してきました。

こうした中、二つの基盤が弱まるリスクが高まっています。一つは家族、会社のセーフティネット機能が低下する中、公的セーフティネットが若年層の低所得化や高齢世代内の経済格差などの新たな課題に十分対応できていないことから、生活基盤が脆弱化するリスクが高まってきていることです。

もう一つは、生産年齢人口が減少する中で、非正規雇用比率は1995年の20.9%から、2015年には37.5%にまで上昇しており、そのことで働き手の能力向上が阻害され、生産性の向上が進まなければ我が国の潜在成長率が低下し、成長基盤が損なわれるおそれがあるということです。

以上のように、我が国の経済社会は若年層を中心とする低所得化と少子化が進行し、成長基盤と生活基盤が脆弱化しつつあり、今こそ若い世代に光を当てて二つの基盤を再構築することが求められています。

このような問題意識に立って、今後の税制や社会保障を含めた関連する諸制度のあり方を検討するに当たっては三つの視点、第一に安心して結婚し、子供を産み育てることができる生活基盤の確保を後押しすること。第二に、多様な人材が自らのライフスタイルやニーズに応じて働くことができ、その努力が報われる社会環境を整備し、就労等を通じた社会とのつながりの回復に寄与すること。第三に、年齢ではなく経済力を踏まえた所得再分配機能を再構築すること。この三つが重要になってきます。

今、申し上げました認識の下に、今後の税制のあり方の検討に当たっては、個人所得課税は第一に、結婚して子どもを産み育てようとする若年層、低所得層に配慮する視点からの所得控除方式の見直し。第二に、働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた人的控除の重要性。第三に、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築といった基本的な考え方が、論点整理の中で示されています。

資産課税につきましても、適切な資産再分配機能をどのように確保していくか検討する必要があるといった指摘がなされています。

以上が論点整理の概要です。この中で示された経済社会の構造変化の実像や今後への視点、検討に当たっての論点に沿って議論を進めていただきたいと思います。

次は国際課税についてです。2ページを御覧ください。国際課税につきましては、昨年10月に税源浸食と利益移転、いわゆるBEPSプロジェクトの最終報告書が報告され、政府税制調査会にも御報告させていただきました。

本プロジェクトは、近年グローバルなビジネスモデルが大きく変化している中、各国の税制や国際課税ルールと企業の活動実態の間にずれが生じ、このずれを利用して多国籍企業が課税逃れを行っているとの問題意識の下、1、国際課税ルールを経済活動の実態に即したものとし、2、各国政府や多国籍企業の透明性を高め、3、企業の不確実性を排除するといった観点から、国際課税ルール全体の見直しを図ることを目的としたプロジェクトです。

BEPSプロジェクトは、リーマンショックを契機に各国の財政状況が悪化し、より多くの国民負担が求められる中、多額な利益を上げながら課税逃れを行っている多国籍企業に対する批判が高まったことを背景として、G20等でも重要問題の1つとして議論されてきました。最近では「パナマ文書」の公開により、多国籍企業や富裕層の課税逃れに対する世論の目はさらに厳しくなっており、本プロジェクトの注目度、また、重要性はますます高まっています。

日本はG20やG7におきまして、安倍総理、麻生財務大臣に議論を主導いただき、また、本プロジェクトの実務的な議論を行うOECD租税委員会においては、財務省の浅川財務官が議長として、この多岐にわたる議論をまとめ上げてきました。今後はBEPSプロジェクトの実施段階として本プロジェクトの成果を各国で制度化し、また、各国が互いに実施状況をモニタリングしていくことになります。

日本は、例えば、「多国籍企業情報の報告制度」の整備等、実施期限のあるもの等については既に制度改正を終えています。本格的な制度改正は各国と同様、正にこれからです。

日本としては、本プロジェクトの議論を主導してきた国として、今後、責任を持って制度化を進めていきたいと考えています。政府税制調査会におかれては、BEPSプロジェクトの勧告の趣旨を踏まえつつ、日本の実情に即した制度をいかに構築していくかという視点で御議論いただければと存じます。

3ページと4ページには、骨太方針と経済対策を載せています。これらの中でも税制の構造改革に関する基本的な考え方や、BEPSプロジェクトに関する取組を進めることについて、御覧のとおり触れられているところです。

政府税制調査会の取組に関する私からの説明は以上です。ありがとうございました。

#### ○中里会長

星野局長、御説明ありがとうございました。

もうしばらくすると安倍総理が到着されますので、それまでの間はお手元の資料な

どお目通しいただきながら、着席のままお待ちいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、総理が入場される前に、総理と一緒にマスコミの方々が入ることとなっています。

財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣、官房長官、官房副長官も入場されますので、少しお待ちいただけたらと思います。

(麻生大臣、石原大臣、高市大臣入室)

(報道関係者入室)

(安倍内閣総理大臣入室)

### ○中里会長

総理がいらっしゃるということで、安倍総理から御挨拶を賜りたいと思います。総理、よろしくお願ひいたします。

### ○安倍内閣総理大臣

第1回政府税制調査会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日御出席いただいた皆様には、政府税制調査会の委員への再任を快くお引き受けいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

これまで政府税制調査会の皆様には、法人税改革や国際課税のあり方に関する基本的考え方について整理していただきました。引き続き、前回の諮問を踏まえ、税制の諸課題について長期的かつ幅広い見地から御議論をいただきたいと思ひます。

安倍内閣の最優先課題は、引き続き経済であります。デフレから完全に脱却し、中長期的な経済成長を実現し、そして、少子高齢化社会を乗り越えていくためには、構造改革を断行し、日本経済の潜在力を発揮させる必要があります。その実現のための最大のチャレンジは、働き方改革であり、内閣としてこれに一丸となって取り組んでまいる決心であります。

税制は、社会保障制度とともに経済社会構造の変化に対応して、常にそのあり方を検討することが必要であります。この四半世紀、我が国の経済社会は人口構造、家族、働き方といった面で大きく構造的に変化しています。

骨太の方針に示されたように、個人所得課税についてもこうした変化を踏まえ、構造的な変革が求められています。特に女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組みを作っていく必要があります。

若い世代に光を当て、安心して結婚し、子どもを産み育てることができる税制を目指していくことも大切です。この個人所得課税の改革を働き方改革とともに進めることによって、人々がその能力を一層発揮できるようにすることが重要であります。そして、そのことが日本経済の潜在力の発揮にもつながると考えています。委員の皆様には、これまでにまとめていただいた論点整理も踏まえ、これらの具体化に向けた議

論を進めていただきたいと思います。

また、「パナマ文書」の公開により、租税回避に対する問題意識が高まる中、先日、私が出席したG20杭州サミットにおいても、BEPSプロジェクトに国際的に協調して取り組むことが確認されました。このプロジェクトの着実な実施などについても委員の皆様で御検討、御議論を進めていただきたいと思います。

最後に、税こそ民主主義であり、国民の皆様の多様な声を踏まえ、決定をする必要があります。そのためには公平、中立、簡素の三原則のもと、専門的な見地から御検討いただくことが重要であります。

中里会長をはじめ、委員の皆様にご充実した御審議をお願い申し上げて、政府税調総会での挨拶に代えさせていただきます。

皆様よろしくご挨拶申し上げます。

#### ○中里会長

総理、どうもありがとうございました。今の総理の言葉を心にとめて、今後の議論を一生懸命していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

他の公務の日程の都合上、ここで安倍総理大臣は御退席されます。お忙しいところ、本当にありがとうございました。

(安倍内閣総理大臣退室)

(麻生大臣、石原大臣、高市大臣退室)

#### ○中里会長

それでは、大変申し訳ありませんが、報道カメラの方は御退室をよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

#### ○中里会長

それでは、最後に今後の政府税調の進め方につきまして、私から御提案を申し上げます。

私たちの当面の課題は、先ほどの安倍総理の御挨拶の中で御指示がありましたとおり、前回の諮問等も踏まえて、かつ、経済社会の構造変化等を踏まえ、個人所得課税について、就業調整を意識せずに働くことができるようにするといった多様な働き方に中立的な仕組み、あるいは若い世代に光を当て、安心して結婚し、子どもを産み育てることができる税制、そのようなものの構築が第一の課題。第二に、国際課税についてですが、サミットで国際的に協調して取り組むことが確認されておりますBEPSプロジェクトの着実な実施。この二つのテーマについて、これまでの成果も踏まえつつ、その具体化に向けた議論を進める。これが我々の課題であると思っております。

この個人所得課税の改革と国際課税の問題は、どちらも非常に大きな検討課題であり、丁寧にステップを踏んで一步一步議論を進めていく必要があります。今後の税制改正プロセスも念頭に置きながら、具体的にどのような改革が考えられるのか真摯に

検討を進めていきたいと思いをします。

それから、かねてから私自身としても申し上げており、考えていることですが、租税制度に現場で携わっておられる方々、例えば、納税者あるいは企業の経理担当者、税理士の方々、国税職員の方々とといった現場の方々の声に真摯に耳を傾け、どのような制度にすれば納税者利便の向上に資することができるのか、かつ、適正、公平な課税も確保されるのかといった観点から、税制を巡る議論を進めていく必要もあるように思っています。

私たち政府税制調査会には、これまで同様、時代の要請を踏まえながら、先々の課題を見据えて専門的見地から税制の議論をきっちりと行っていくことが求められていると思います。このため、引き続き委員の皆様からの御意見も賜りながら、あるべき税制のあり方について議論をしていきたいと考えていますので、どうか引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は第1回の総会ですので、この辺りで終了させていただきたいと思いをします。次回の会議日程につきましては、決まり次第できるだけ早く皆様に御連絡します。また、本日の会議の内容につきましては、この後、記者会見で御紹介したいと思いをします。全員再任ということですから、これからの三年間も、引き続き委員の皆様本当に様々お世話になりながら議論を進めていきたいと思いをしますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。